

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

地域ケアプラザの設置目的である「誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供すること」を実現していくことが、地域における地域ケアプラザの大きな役割であると考えています。

そのために地域ケアプラザとして大切にしていきたいことの一つに地域における「つながり」があります。地域の関係団体、自治会、活動団体等と、顔の見える関係を強化するとともに、そのつながりのネットワークを生かし、地域の人と人、横のつながりや個と地域をつなぐコーディネート機能を活用して、より発展させていきたいと考えています。

具体的に行うべき取り組みとして

- 地域の方が困りごと、心配事を相談できる場としての総合相談の機能の強化
- 地域の方の主体的な取り組みの継続支援や、新たな取り組みの立ち上げに対する支援
- 地域の方が地域とつながる場、機会の拡充
- 誰もが取り残されることなく地域とつながり、自然にお互いが助け合うことが出来る意識等の理解とソーシャルキャピタルの醸成をしていく

上記の取り組みを実行し、だれもが住みやすく、住み続けたい町づくり、助け合い支えあう地域作りを目指していきます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

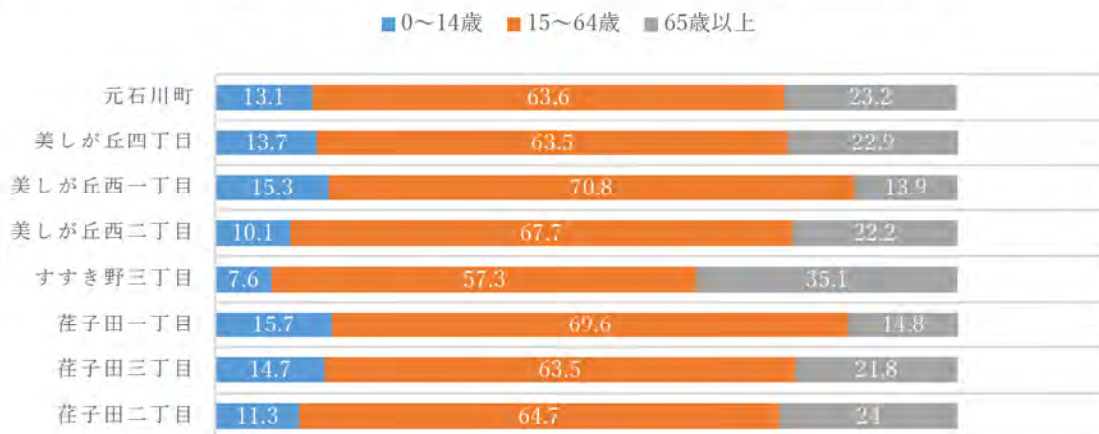
上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

1. 担当地域の特色・魅力・課題

美しが丘地域ケアプラザが担当する地域は、青葉区の中でも一番大きな山内地区の約半分の地域と、すすき野地区の美しが丘西3丁目の地域で構成されています。この地域は坂道の多い地形で、戸建て中心の住宅地です。住民層は代々この地域に住まわれてきた方々と、昭和40年代の東急田園線開通時期に来られた方、またその時期以降に転居されてきた方などの新旧住民、若年世代とシニア世代が混在する地域です。具体的には元石川町地区は大部分が市街化調整区域で北部は農業専用地区に指定されており、野菜や果実の畑が多くあります。新しい住宅が立てにくい地域でもあり、古くからの住民が多く、顔なじみの関係が深い地域です。美しが丘4丁目地区は昭和40年代からお住まいの方が多く、前期高齢者より後期高齢者の割合が多い地域で、最近では建て替えや住民の入れ替わりも見られるようになってきています。

美しが丘西地区については3丁目の高齢化率は1丁目の約2倍、30年前からの新興住宅地で転入者が多いことが特徴です。荏子田地区は何世代にもわたって住まわれている方も多くおられる一方で、転入者も増え続けており比較的高齢化率は低い地域です。すすき野3丁目地区は唯一すすき野連合自治会の地域です。戸建ての閑静な住宅街で高齢化率は担当エリアで一番高く35.1%。また高齢者独居、高齢者のみ世帯が多くを占めているという特徴があります。

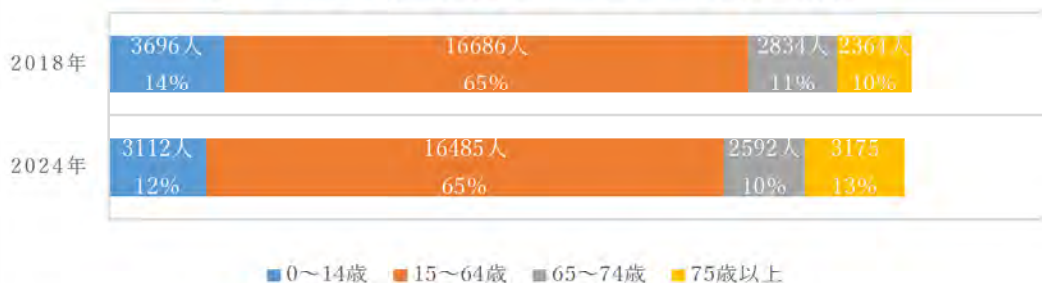
美しが丘地域包括支援センター圏域町丁別人口割合



なるほどあおば 2023 データより作成

美しが丘地域ケアプラザが担当する圏域全体を見てみると、ここ6年程での人口は微減、若年層が減少している一方で、高齢者、特に75歳以上の方の割合が増えており、今後も高齢化率は上昇していく見込みです。

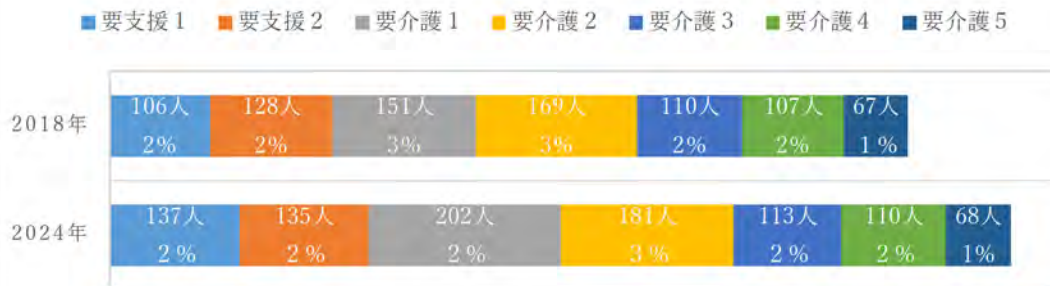
美しが丘地域包括支援センター圏域人口割合



医療・介護・保健統合データベースより作成

美しが丘地域包括支援センター圏域での65歳以上高齢者に占める要介護認定率は、2018年、2024年ともに16%と、横浜市の認定率19%（統計情報ポータル—大都市比較年表令和4年より）と比べて、比較的低い認定率を保っています。ただ高齢者人口が増えている中で、何かしらの支援を必要とされる高齢者実数は増加傾向です。

美しが丘地域包括支援センター圏域要介護認定人数及び 65歳以上人口に対する割合



医療・介護・保健統合データベースより作成

この地域は健康意識が高く、早朝ラジオ体操やグランドゴルフ、ウォーキングなど様々な活動が活発に行われています。一方で、坂の多い地形もあってか、心身の状態が低下すると外出が難しくなることで、急速に閉じこもり傾向となってしまう心身状態の低下をひき起こすフレイルのリスクの高い地域であると考えています。また、この地域は防災への取り組みの意識が高く、自治会を中心に地域防災拠点の運営について熱心に取り組んでいます。訓練参加者が固定化される傾向がみられる中、地域の若い世代にも平時からの意識を持ってもらえるよう、元石川小学校、美しが丘西小学校と連携し、参観日と同日での地域防災拠点訓練を実行するなどの工夫をして参加者増加に繋げています。

地域活動等の担い手不足、世代交代の停滞は多くの地域と同様に課題となっています。以前は現役引退後に地域活動を支えて下さった前期高齢者世代ですが、現在はまだ就労されている方が多く、活動の担い手の不足、高齢化が各方面で聞かれています。そのような中、令和4年度の青葉区住民意識調査では地域で出来るちょっとした手助けとして「安否確認の声かけ」が59%と高い割合で上がっており、多世代がそれぞれのできる範囲で、地域の見守り活動に参加できる仕組みを地域の方と共に再構築していく必要があります。

2. 地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画について

① ケアプラザの場を活かし、利用される地域住民の声の把握に努めます

貸館代表者会議を年1回実施、「認知症」など地域の課題を投げかけて意見を収集します。また後継者不足など団体が抱える課題等、聞き取りを行い支援する中で地域課題として共通することを把握していきます。

② 地域に出向き、地域とのつながりを強化します

地域のサロン・行事・会議などには運営の協力も含め積極的に参加し、顔の見える関係・つながりを広めていきます。地域情報の聞き取りや共有、取り組みの把握に努めます。

③地域課題に向き合う自治会関係の方の情報共有の場を定期的に作ります

月に1回定例での各自治会長との ZOOM 会議を開催。それぞれの自治会が抱えているタイムリーな小さな課題から良かった出来事など、自由に意見交換できる場として活用して頂くとともに、他参加者から解決のヒントを得られる場としても活用して頂きます。また共通する課題を抽出し、必要に応じて地域ケア会議などに繋げていくなどのファシリテートをケアプラザが担っていきます。

3. 課題を地域において解決するため、魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法

①地域包括ケアシステム構築に向け、地域の人と人、地域と関係団体をつなぐ機能として、地域ケア会議を活用します。個別ケースの課題から地域課題を抽出する作業は上記で挙げた各自治会長との話し合いや地域とのつながりの中から上がった事項、個別地域ケア会議に限らず総合相談のデータ等も活用して発信していきます。

②地域保健福祉計画と連動した事業目標を立て、地域の目標達成と地域課題解決をつなぎ協議、取り組みの推進に向け協働します。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

①区域の取り組みに積極的に参加し連携していきます。

②他ケアプラザの取り組みや事業の情報も収集し、地域資源としての情報発信を行うと共に、単体よりも複数で行う方が、地域ニーズの充足に叶うと判断した場合などには、積極的に連携を働きかけていきます。

③経験のある専門職の配置状況を活かし各専門職の団体の取り組みには、新任者のスキルアップなどのサポートの視点を持つての参加を促します。

④子供、障がい者（児）といったケアプラザに専門職の配置がない分野については、区域の団体と日頃から顔の見える関係性を築き、つなぎの支援・協働がスムーズに行える体制を維持していきます。

(4) 合築施設との連携について（市民利用施設との合築の場合のみ）

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

1. 基本理念 心技一如

事業は主に、社会的支援を必要とする方を対象とした対人援助であることから、法人としては「技術」の向上だけでなく、「心」を旨とした倫理観に基づいた姿勢にも重きを置き、「技術」と「心」を一体として援助できる組織、職員の資質の向上を目指しています。

2. 運営三理念

①人への思いやりを大切にする福祉サービスを追及します。

常にご利用者個の視点、立場において思い、考え、接し、実践します。

②明るくのびのびとした環境づくりに努めます。

ご利用される場、生活される住まい、職場がいつも気持ちの良い場所や雰囲気であるよう努めます。

③心と信頼感を得られる組織づくりを目指します。

私たちの職場は、秩序と連帯のある行動を通して、地域やご利用者に信頼されるように努めます。

3. 運営方針

①利用者一人ひとりの尊厳を重んじます。

②利用者の気持ちを受けとめ、自立支援に努めます。

③地域のネットワークを大切にし、対話に努めます。

④あたたかみのある挨拶と言葉がけを励行していきます。

⑤人材育成の強化により、高い専門性とより良い協働を実現していきます。

「ご利用者」とはサービスを活用する者、および幸せを願うご家族や関係者、さらに高齢者のみならず地域における福祉サービス対象者（障がい者など）を含む全体を指します。

「ご利用者の気持ちを受けとめ、自立支援に努めます」とはまず、ご利用者の考えや思いを受けとめることが大切です。その上で、専門者としての判断を行い、自立に向けてのサービスを提供することをいいます。

「協働」とは自らが専門とする業務だけではなく、全体あるいは他者が専門とする業務も同じように尊重し、協力して仕事の質を高めていくことをいいます。

4. 事業実績

当法人は、横浜市青葉区を拠点として平成元年から約35年に渡り「地域の皆さまと共に」を合言葉に、何よりも「人を大切にする」ことの実践として、対話することを重要視しています。顔の見える関係を作るために、率先して地域に出て様々な活動に参加させていただき、各拠点の職員はその地域の一員であるという意識を強く持ちながら運営をして参りました。

平成10年には在宅介護支援センター（現在の地域包括支援センター）が、運営する特別養護老人ホームに併設され、すすき野地域ケアプラザが開設される平成28年まで、地域福祉の担い手とし

て皆さまのご意向を尊重しながら、信頼関係を構築してきました。特別養護老人ホームの機能を活かし各地域ケアプラザの閉館後の夜間緊急相談電話の対応も担いました。平成13年には、法人として初めてとなる横浜市地域ケアプラザ（美しが丘地域ケアプラザ）の運営に携わり、平成18年度から指定管理者として選定され、現在に至るまで約25年運営を継続しております。平成25年には、横浜市地域ケアプラザ2館目となる（たまプラザ地域ケアプラザ）の指定管理者の選定を受け、約10年が経過しました。

現在運営している事業は、介護保険事業として特別養護老人ホーム（2施設・100床、128床）、短期入所生活介護（2か所・4床、8床）、通所介護（2か所・定員30人、40人）、訪問介護（1か所）、居宅介護支援（3か所）。加えて法人として初の障がい事業である生活介護（1か所・通所事業定員20人）に平成30年7月から取り組んでおります。指定管理施設としては、横浜市地域ケアプラザ（2施設）。公益事業のサービス付き高齢者向け住宅（1か所・14戸）となっております。職員数は法人全体で306人が在籍しています（常勤123人、非常勤183人）。

何をするにおいても全ては「人」です。魅力のある組織には、魅力のある人材が必ず存在します。地域も同様です。それぞれの地域を愛する魅力のある方々と私共は35年以上に渡ってお付き合いをして参りました。地域包括ケアシステムもそこに関わる人こそが根幹だと考えております。これからも地域の皆さまとご一緒に考え行動し、これからの地域を支える人材を育んで行くことが、法人の大きな財産となり発展につながることを考えております。

5. 顔の見える関係づくり（信頼関係の構築）実績

普段の生活の中から、地域の皆さまと交流する機会が大切であり、法人の方針にも掲げ対話することを重要視してきました。

①地域関連団体との交流、会議への参加

地区社協の定例会、自治会定例会、民児協定例会、地域支援団体の定例会

②地域行事への参加、協力、支援

ご利用者の参加、必要物品等の貸し出し、行事運営の協力（マンパワーとして）、夏祭り、秋祭り、どんど焼き、運動会（自治会、小学校、保育園）、入学式卒業式、落語鑑賞会、収穫祭、芸能大会、地域お食事会、お花見会、グランドゴルフ、老人会（敬老会など）、料理教室など

③各種講演会（講師）や出張福祉相談、体操指導、介護予防プログラム等の無料提供

④地域コミュニティサロンの運営支援、協力

⑤福祉用具の貸し出し（無料）

⑥特別養護老人ホームのホールの貸し出し（無料）

⑦地域介護予防カフェの定期開催 月1回定例

6. 地域交流行事等実績（法人行事）

①鯉のぼり祭り（5月）

特養の施設前庭に地域の方からご寄付をいただいた約100匹の鯉のぼりを毎年泳がし、地域の方々に楽しんでいただいています。地域の子供たちの端午の節句のお祝いも兼ね、施設に来てもらい異世代間交流の機会にしています。地域の各小学校、保育園等 約300人の子供たちと交流親睦

をしています。新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を中止してきましたが来年（令和7年5月）からの再開する運びです。

②夏祭り（8月）

毎年、特養にて地域参加型の夏祭りを開催しています。平成20年から隣接する介護老人保健施設と2施設での共催という形式です。ご利用者、ご家族、職員、地域の方等 毎年約1,000人近い参加人数でした。新型コロナウイルス感染症の影響により、しばらくの間開催を中止しておりましたが、今年は（令和6年8月）久しぶりに開催することができました。

③近隣小中学校、保育園との交流をしています。

生徒さん、園児さんに来てもらい施設内で交流、子供たちによるボランティア活動もあります。こちらでも新型コロナウイルス感染症により一部の保育園のみとの交流が今年から再開となりました。来年（令和7年）はさらに小学校の子供たちとの交流再開の運びです。

④近隣高齢者施設等親睦交流 風船バレー大会（5～6月頃）を開催しています。

近隣施設（特別養護老人ホーム、障がい福祉施設、グループホームなど）のご利用者に来ていただき特別養護老人ホームの大ホールで風船バレー大会を開催しています。区内近隣施設8施設が参加、ご利用者、職員間の交流親睦の場になっています。こちらでも新型コロナウイルス感染症により中止としていましたが、来年（令和7年）から再開する運びです。

⑤地域サロンギャラリーを開催しています。

特別養護老人ホームの玄関エントランスホールを地域の方の作品展示に活用しています（無料）。年間を通して、個人、団体等の作品を展示します。

⑥地域防災協定を締結しました。

法人本部がある特別養護老人ホームにて、すすき野地区、中里地区と災害防災協定を締結しています。発災時の相互支援体制 訓練等の相互参加、協力をします。

⑦地域ボランティアの受入れ状況。

コロナ禍前の状況では、年間延べ約4,000人（青葉区特別養護老人ホームのみ）の方に活動していただいていた。行事支援、生活支援、清掃、クラブ講師、喫茶店運営、お話し相手などの活動です。昨年（令和5年）から、ボランティア活動の受け入れを再開し、活動人数も増えてきております。ボランティア感謝会親睦会を毎年開催しておりましたが、コロナ禍により中止してきました。来年度（令和7年）から、再開予定となっております。

7. その他の実績等

①平成20年日本初となるEPAインドネシア介護福祉士候補生2名の受け入れ先として、当法人の特別養護老人ホーム（青葉区）が全国に先駆け選ばれました。2名共に介護福祉士国家試験にも合格。その後1名は帰国しましたが、1名は現在も当法人の職員として活躍中です。

②平成13年（～平成25年まで）からは、福祉人材育成を法人として推進すべく、委託を受けてのホームヘルパー2級（現介護職員初任者研修）の養成事業に取り組み12年間において、300人以上を養成しました。現在も人材育成の協力と支援は積極的に行っております。各種養成機関の現場実習受け入れ、福祉系大学・専門学校の実習受け入れ及び講師派遣、初任者研修・実務者研

修の講師派遣、実習受け入れなど。近年は、外国籍の資格取得者に向けての養成所への講師派遣や外国からの留学生受け入れなども積極的に取り組んでいます。

③職員が働きやすい環境づくりも、法人としての大切な取り組みのひとつです。法人本部がある特別養護老人ホームでの、様々な取り組みが認められ、横浜健康経営認証の最高クラスAAAの認証をいただきました。(令和2年1月～継続中)

法人全事業所にて、働きやすく、働き甲斐のある職場をつくり長期雇用を実現しています。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1. 予算の執行状況

毎年3月に理事会及び評議員会にて承認された予算計画を執行。毎月定例の経営会議にて、予算の執行状況を各事業所拠点長から法人本部へ報告、目標数値を確認し未達成の要因をしっかりと把握することで、適切な管理に努めております。また、四半期毎に委託している公認会計士事務所のチェックを受け、適切な助言と指導をいただき財務管理を行っております。

ここ数年は、新型コロナウイルス感染症・物価高騰などの影響を受け、特に通所系のサービス収入において当初予算から下方修正が必要な状況が続いておりました。令和5年度下半期から、回復傾向となり収入も増加、法人全体における収支状況も安定してきております。

2. 法人税等の滞納の有無

法人税、消費税等の納税業務については、公認会計士事務所にも委託し適正に申告及び納付業務を行っております。現時点で滞納はありません。

3. 財政状況の健全性

令和5年度末の総収入額は1,503,466,214円、総支出額が1,491,035,631円、当期収支差額は12,430,583円でした。

また、自己資本比率は60.4%(50%以上で優良水準)、総負債比率は65.4%(100%以下で優良水準)であり、数値からも健全な財務状況となっております。

4. 安定した経営基盤

運営する事業所数が増加したことによりスケールメリットの有効性が拡大し、人員配置や業務の能率性・効率化も向上し経営基盤強化につながっています。

平成30年に事業を開始した、川崎市の特別養護老人ホーム(入居定員136床＝本入所128床・ショート8床)の運営が順調であり、事業活動資金収支においても大幅なプラス収支となっており、法人全体の経営安定に大きくつながっています。

財務的な面だけでなく、35年の実績による地域との絶対的な信頼関係と法人を支えてきた職員が(平均在職期間＝法人全体9.7年、美しが丘地域ケアプラザ＝11.6年)、何よりの法人の財産であ

り安定経営に欠かすことのできない基盤であると考えております。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

①地域包括支援センター、生活支援体制整備事業、地域活動交流については、地域とのつながりが重要な職員という認識のもと、可能な限り職員の定期的な異動はしないようにしていきます。退職等で欠員の可能性がある場合については法人内の異動で補充し、ケアプラザの運営目標、法人の理念や考えを引き継ぐことのできるようにしていきます。

また、介護休業・育児休業・有給休暇取得の推奨行うとともに、フレックス勤務等、職員それぞれの状況に応じた勤務体制についても職員同士の相互理解の上、柔軟に対応できる職場体制を構築します。

②法人において資格要件を満たす職員の資格取得の支援を行うとともに、有資格者等の採用が行えるよう、大学等との連携を充実させます。現在、ケアプラザの専門職として経験を積んでいる職員が新人の指導に当たり、経験者としてスキルを持つ職員として育成していくことで、より専門性の高い職員の確保と拡充を図ります。

尚、当該ケアプラザはこれまでの指定管理期間において、欠員なく配置することが出来ています。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

①法人のキャリアパス、目標面談を通してスキルアップができるように支援していきます。人材はそれぞれ得て不得手があり能力も個人差がある為、状況に応じて随時個人面談などを行って業務における個別のヒアリングやフォローアップを行っており、今後も継続していく予定です。自由に職場で聞きたい事を聞ける環境は長期雇用や職員同士のシナジー効果などにも繋がり職員全体のレベルの底上げにもなる為、所長をはじめ管理職がこまめに各個人に声掛けを行い、職員ミーティングに参加するなど積極的に意見交換などを行って環境の醸成に努めます。

②法人内同職種での事例検討会の実施の他、多職種が会してのスーパービジョンへの参加を推奨します。内部研修の他、外部研修への参加も支援し、専門職のスキルアップを図ります。

③年間の研修計画として以下の研修を必須研修として実施します

- ・個人情報保護・法令順守・倫理規定
- ・リスクマネジメント・緊急時対応
- ・感染症対策・食中毒予防
- ・人権擁護
- ・虐待防止
- ・BCP 訓練・福祉避難所開設訓練・避難訓練

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

①維持保全（施設・設備の点検等）計画について

築 24 年の施設であり設備の経年劣化等不具合の発生も予見されますが、市民利用施設として地域の皆様に安心・安全にご利用いただけるよう、施設全体の維持管理は専門の業者に委託し定期的な保守・点検を実施します。

- ・総合巡視点検：月 1 回
- ・日常清掃：月～金（週 5 回）
- ・定期清掃：年 6 回 床ワックスがけ
- ・窓ガラス、厨房天蓋、給気フィルター、流し台排水管、FCU/PAC 室内機フィルター、ロスナイフィルター及びエレメント、グリストラップ清掃：年 2 回
- ・害虫防御：年 2 回
- ・電気工作物保守：月次点検 年 5 回 年次点検 年 1 回
- ・空調設備保守：点検清掃 月 1 回 定期点検 年 2 回
- ・昇降機保守：定期点検 月 1 回 定期検査 年 1 回
- ・自動ドア点検：年 4 回
- ・消防設備：機器点検 年 2 回 総合点検 年 1 回
- ・レジオネラ症防止対策：冷却塔 年 2 回 浴槽設備 年 2 回
- ・植栽管理：年 2 回
- ・機械警備：通年

専門業者による維持管理の他、毎朝開館前に職員で施設内の見回り、清掃作業を実施し美化に努めるとともに、不具合の早期発見、対応に努めます。

②修繕計画について

大規模修繕の対応については横浜市の指示のもと、運営上必要な対応を適宜致します。小破修繕については、各種点検報告書を確認する他、職員による日常確認で認められた故障などの対応については、優先順位を明確にして利用者の安全を損なう恐れのある修繕から、区と協議の上、速やかに対応します。また極軽微な修繕は経費削減の観点も意識し法人職員での対応も行います。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

①事件事故の防止体制

職種、部署を横断して構成する事故防止委員会を中心として、ヒヤリハット、軽微な事故の報告の内容を取りまとめ、内容の検証、防止方法の検討を行い職員に周知します。また全職員対象の研修でも事例検討等を実施し、事故の未然防止についての意識を高めていきます。特に、個人情報の漏洩事故防止については、個人情報保護の研修も併せて、日々意識を高く取り組めるよう注意喚起を行うとともに、取り扱いのマニュアル順守を徹底します。

②事件事故発生時における緊急の対応

急病や事故などで心身への影響が顕著な状態が発生した際には「事故発生時マニュアル」にのっとり速やかに上長への報告と共に、救急対応の必要性を即時に判断し、救急要請と AED の使用等、できうる限りの救命措置を複数名で同時進行で行います。

事故発生時には事故対象者の安全、生命維持のための対応を第一とし、迅速な上長への報告を徹底します。また法人、行政への報告を迅速に行い、所長が指揮を執り適切な事故対応を図ります。事故発生後には発生要因の分析、防止策の検討を行い、事故の再発を防止する取り組みを行います。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

① 発災時に備えた事前準備

- ・福祉避難所開設マニュアルを基本に、開設準備及び福祉避難所の運営が確実にできるよう福祉避難所訓練には職員を派遣し、伝達訓練を実施します。
- ・備蓄物資を適切に保管し、年度で1回備蓄物資の確認、補充を確実に行います。
- ・地域の防災拠点と防災訓練への参加など、日頃からの連携を取り、福祉避難所の役割について正しく理解を頂けるよう働きかけていきます。また職員研修の中で避難訓練を実施し役割や準備の確認等を行います。
- ・発災時の職員の安否確認が速やかに行えるよう、ラインワークスを活用します。

②福祉避難所の運営方法

発災時（市内で震度5強以上）には、常勤職員は自宅の安全確認の後、ケアプラザに参集します。どの職員でも、開設の準備が行えるよう、マニュアルや解説手順書、必要備品をまとめた「福祉避難所開設 BOX」を設置。福祉避難所開設マニュアルを元に施設の安全確認の後、速やかな開

設準備が行えるよう区役所と連携を図ります。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

① 災害対策について

- ・職員による災害時の対応訓練の他、施設利用者と一緒に防災訓練を年1回実施します。近隣の消防署へ訓練実施について相談をさせていただき指導も仰いでいきます。
- ・災害対策委員会を設置し災害対策 BCP の見直しや訓練を実施し、発災時の業務継続の体制を強化します。
- ・エリア内の医療機関や介護事業所、居宅介護支援事業所と地域の関係者とで、災害対策をテーマに包括エリア地域ケア会議を実施し、地域のネットワーク構築・強化を図ります。
- ・福祉避難所の機能はもちろん、震災や風水害が発生した場合には、施設利用者の安全確保を行った後、地域の避難施設としての機能を果たせるよう、行政と連携します。

② 感染症の発生・蔓延に備えるための取り組みについて

- ・毎朝の館内手すり消毒を実施し衛生管理に努めるほか、洗面所には手洗いの慣行を促すポスター等を掲示、施設利用者に予防の啓発を行います。
- ・感染症対策委員会を設置、実地訓練を含む研修を年1回実施します。嘔吐物処理セットを委員会を中心に管理し館内2か所に設置、感染のリスクの高い嘔吐物の処理に速やかに対応します。
- ・感染症対策マニュアルには、感染症が疑われる方が発生した際の対応フローチャートを部門別・場面別に整備、感染の拡大を防ぐ備えを行います。
- ・感染症対策委員会を中心に各部門で感染症 BCP の確認、見直しを行い、感染症発生時に有効に機能する業務継続計画を整備します。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

①保健福祉活動団体（貸館利用団体）に対する公正・中立な対応について

年1回貸館代表者会議を開催。貸館のルールが全団体共通の理解となるよう働きかけます。団体の種別（1種・2種）の区分けを明確にするとともに、希望日が重なった際は抽選の他、空きのある他の日時の情報提供を行い、活動の場の確保を公平に支援します。

②事業参加者について

応募人数を超える申し込みのあった事業については公平・中立な方法で抽選が行えるよう「抽選アプリ」を使用します。

③介護相談、介護事業所への公正・中立性の確保について

事業所の選定の場面では、ご利用者のご希望を一番に尊重すると共に、ハートページや事業所のリストを提示し、偏りのない情報提供を徹底します。居宅介護支援業務では集中減産が発生しないよう管理していきます。年1回包括支援センターにおける公正中立アンケート調査を実施、横浜市への報告を行うと共に、万が一課題が生じた際には、速やかに改善します。

④公の施設としての公正・中立性の確保について

専門職としての責務の他、公の施設として相談対応の場面、地域向けの事業等、あらゆる場面で公正・中立性を意識した対応ができるよう、職員の意識を維持していくために日頃からの業務報告を徹底します。公的な機関以外から依頼のあった配架物、掲示物等については公正・中立性の見地から内容を判断し対応します。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

①アンケートの実施

毎年、各部署で指定管理者のアンケートを実施、集計内容や振り返りを全体ミーティングで共有します。また改善・対応が必要なご意見については、速やかに対応策を検討、実施していきます。

②日頃からの意見収集や案内

館内に意見箱を設置し情報の収集に努めます。また「ご意見ダイヤル」の掲示し、ご利用者の匿名性を確保した窓口の案内を徹底します。

③苦情受付方法、改善方法について

館内に苦情受付連絡先を掲示します。直接職員が伺う場合には「苦情相談対応マニュアル」に沿って対応します。速やかに該当部署から所長への報告を行う他、「苦情相談記録票」作成、必要に

応じて法人、区担当部署への報告・相談の後、対応策の検討及び改善を図ります。定期的開催される法人単位での第三者委員会にて、挙げられた苦情についての確認や対応についてご意見を伺い、全体で検証します。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

①個人情報保護について

法人の「個人情報保護に対する基本方針」「個人情報取り扱い規定」に則り、マニュアルを整備、日々の業務で個人情報保護を順守します。

- ・入職時には個人情報保護の誓約書を全職員から取得します。
- ・個人情報保護研修や個人情報の取り扱いについてのチェックリストを全職員に実施し、研修は年1回以上行います。
- ・FAXでの個人情報を含む書類の送信は原則として行いません。やむを得ない場合は個人情報をマスキングした上で、ダブルチェックにて行います。郵送作業、通所事業での連絡帳の受け渡しでもダブルチェックを徹底していきます。
- ・PCはワイヤー固定、個人情報を含む書類は鍵付きの書棚で保管します。
- ・実習生・ボランティアの方についても守秘義務に関わる誓約書の提出をお願いします。

②情報公開の取組について

- ・「指定管理者における情報公開に関する規定」に乗っ取り、適切に情報公開を行います。
- ・事業計画、事業報告、法人の運営状況などの資料は、ホームページで閲覧を可能にするほか、館内でも配架し、情報公開に努めます。
- ・利用者アンケートの収集結果、振り返りについてはホームページの他、広報誌でも掲載し、情報を公開します。

③ 人権尊重の取り組み

横浜市の人権尊重の施策を踏まえ、対人援助職、福祉職として、人間性が豊かで、規律正しい職員育成を行います。

- ・年に1回人権研修を実施します
- ・日々の業務の振りかえりの中で、同和・子供・女性・障害者・外国人・職業などへの差別的な意識はないか、責任者レベルでのチェック及び啓発を行います。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

① 横浜市地球温暖化対策実行計画について

- ・温室効果ガス削減に寄与できるよう、再生可能エネルギーの導入について横浜市と協議の上、検討していきます。
- ・グリーンインフラの役割も踏まえ、ケアプラザの植栽を適切管理します。

③ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画

- ・横浜市のルート回収に参加し、ゴミの分別を徹底します。
- ・2025年4月からのプラスチックゴミの分別方法の変更について、市民に広く周知する役割を担うため、ケアプラザの機能を活用します。具体的には館内掲示、訪問先での情報提供、エリアの自治会と協働しての分別票の作成等を計画しています。

④ 市内中小企業振興条例

- ・地域の企業が地域貢献したいという目的から地域ケアプラザとの協働（事業の共催、講師の派遣等）を求められたときは、利害関係のない条件をもとに積極的に実施していきます。また、生活支援体制整備の観点から、ケアプラザからの働き掛けも積極的に行います。
- ・ケアプラザ運営に関わる修繕やメンテナンスを含む業者選定については、市内の中小業へ積極的に見積もりを依頼していきます。

⑤ 男女共同参画推進等

子育て世代、親の介護など様々なライフステージの状況下でも、安心して仕事が続けられる職場でありたいと考えています。

- ・産休や育休（男性も）介護休業の取得を推奨します。また時間短縮勤務などにも対応します。
- ・仕事を続けながらの子育て、介護の経験がある職員も多く、お互い様の支えあいの理解が浸透している職場です。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

①施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方針

貸館等施設の稼働率向上に関しては、各団体の利用状況や頻度、利用曜日の傾向などケアプラ側が把握しているデータを生かして、空き部屋の問い合わせに対応します。効率的にお部屋をご利用頂けるよう、他利用団体と競合しないような日時の提案等を行っていきます。

貸館利用団体どうしのつながりも、地域のネットワーク構築につながると考えています。友好な関係が構築できるよう、相互理解やゆずりあいの関係性構築のコーディネートを行います。

② 利用者のために有益な情報提供を行う方法について

- ・ケアプラザ玄関エントランスの掲示物やチラシ等の配架をケアプラザ・子育て・青葉区・横浜市と県、などに分類して、より事業や必要な情報を選択しやすいように工夫します。また、ロビー横の情報ラウンジには認知症や高齢者の疾病、障がい者施策等の案内をまとめて配置し、来館者が情報収集をしやすい環境を整えます。
- ・偶数月（年6回）広報誌を発行。エリアの自治会の他、周辺の自治会の回覧板での情報発信を行います。また、近隣の地区センターやクリニック等にも配架を依頼し広く情報を発信します。
- ・ホームページの他、インスタグラムや公式ラインも活用し、自主事業等の情報発信を行います。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

総合相談については、地域住民の方々が住み慣れた地域で、安心して生活を送ることができるように総合的な相談窓口として活用して頂けることを、ケアプラザ主催の事業や毎月開催される近隣ケアマネジャーを対象とした包括カンファレンス内、民生委員児童委員協議会、各自治会や老人会、子育てサロン等にて平素より近隣向けに周知しています。

総合相談受付に際しては、地域の包括支援センターに自分の家庭内の問題を相談するという事がどれだけ思い悩んだ末の事であるかを重く受けとめ、人権の尊重をしていくと共に、なるべくリラックスして思いの吐露が出来るように柔軟に配慮しながら相談対応に当たっています。

子ども相談については専門的な知識とスピード感が必要なことも多い為、主任児童委員や区の子ども家庭支援課と連携しながら初期段階から一緒に対応に当たるようにしています。障害者分野などは相談内容が多岐にわたることも多い為、丁寧に聞き取りを行って、必要に応じて障

害支援機関や成年後見機関等の各専門職にお繋ぎしています。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

①各部門の連携

- ・地域ケアプラザが担う役割、目的を達成するために、各事業担当者で協働し PDCA サイクルで計画を立て目標達成に向け、各事業の共催事業なども積極的に行います。
- ・所長を含む6職種の会議を定期的に持ち、情報や意識の共有、計画の進捗確認を行っていきます。また、効果的な地域支援を行うため、近隣のケアプラザとも連携していきます。
- ・各部門の管理者が集まる管理職会議を月に1回開催。特に、ケアプラザに設置された介護事業所として、居宅介護支援事業所と通所介護が機能を発揮できるよう、地域の課題や取り組みについて共有し連携していきます。

②関連施設との情報共有、円滑かつ効果的な管理運営について

- ・エリアにある地区センターとは介護予防強化事業で毎年連携事業を実施します。顔の見える関係の中で地域住民に向けての事業など情報を共有し、地域住民に効果的に発信が行えるよう連携していきます。
- ・「ほっとサロンあおば」は貸館利用団体として美しが丘ケアプラザを会場にサロンを開催しています。エリア内の精神疾患を抱えるご本人、ご家族の支援を連携して行います。
- ・基幹相談支援センターとは横のつながりを強化しエリアの障害を抱える方のご相談について切れ目のない支援を行います。
- ・横浜市中途障害者地域活動センター青葉の風とは、利用者の方の地域活動へのつなぎ等、活動の場の拡大の協働を行いたいと考えています。
- ・子育て支援拠点「らふーる」とは、地域交流コーディネーターを中心に連携し、地域の子育て情報が広く周知される取り組みを協働します。
- ・山内図書館、住民とつながりのある公の施設とは各施設の取り組みについて情報収集を行い広報活動、取り組みの拡大、分担等で協力体制をとっていきます。
- ・近隣の小学校には福祉教育の課程で、ケアプラザを活用して頂くよう連携を強めます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

①地域の各団体との連携

- ・山内北部民生員児童委員定例会には職員を派遣し、顔の見える関係を深めるとともに、情報の共有から個別ケースの支援を充実させていきます。民生委員の方々の地域の見守り活動の支援を行うとともに、個別ケースと地域とつなぐ連携を強めていきます。
- ・エリアの自治会との連携については、月に1回自治会長を主とした自治会関係者との会議を実施します。会議を通じて自治会と連携しての事業や地域課題への取り組みを展開し、つながりつながりの強化や地域での見守り機能の構築に働きかけていきます。
- ・山内地区社協との連携については、地域保健福祉計画の地区別計画を推進する具体的な取り組みの協働が必要と考えています。広い地域を補完する地区社協であるため、関係する他2つのケアプラザとも連携し、地区社協の活動を支援していきたいと考えています。
- ・保健活動推進委員、ヘルスメイトによる地域の健康作りの取り組みの充実にも協力し、活動の活性化の後方支援に努めます。

②ネットワーク構築について

- 地域の各団体、関連施設とケアプラザとの相互関係のネットワークを、各団体、関連施設が関わる多団体、他施設ネットワークに拡大していくことを目指します。
- ・地域ケア会議を活用し、各団体、施設を超えて地域課題を話し合い共有し、解決策を探る取り組みを継続して行います。
 - ・関連施設の地域貢献の取り組みについて、効果的な取り組みとなるよう地域の各団体とのつなぎを行うことで、ネットワークの拡大を図ります。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

- ・区の事業などへの職員派遣の依頼等には積極的に協力し、事業展開の連携に努めます。
- ・地区診断などを区の担当者と一緒に検証し、地域の現状や課題抽出を行います。美しが丘地域ケアプラザが目指す地域の姿と地域福祉保健計画との整合性を保ちながら、暮らしやすいまちづくりに貢献していきます。
- ・月に1回、高齢障害支援課、青葉区社会福祉協議会の担当者とのカンファレンスの場で個別ケースの検討、支援の連携を強化します。またケアプラザ側から地域情報を発信、個別ケースや地域支援の過程で見えてくる地域課題を共有します。課題解決に向け地域の方と共に取り組む課程を地域ケア会議を通じて協働して支援します。
- ・区の子育て事業である「ほっこりんこ」の会場として通年で毎週定期的曜日時間で多目的ホールを確保し、広報活動にも協力します。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

① 区地域福祉保健計画の策定・推進について

- ・区計画策定プロジェクト等、職員派遣の要請には積極的に応じ、推進の動向、方向性について共有し、地域の現状が計画に反映されるよう、積極的に話し合いに参画します。
- ・会議参加前には、6 職種で議題を把握し話し合い、参加する職員がケアプラザ代表として発言できるよう準備します。

② 地区別計画の策定・推進について

- ・山内地区別計画推進に向け、地区サポートチームとして所長・生活支援コーディネーター・地域交流コーディネーターが参画します。
- ・これから策定される第5期計画に添った地域作りが発展するように、日頃の地域の関係者とのつながりを生かして、各自治会や地区社協、民生委員児童委員の方達と現状と課題を整理しながらネットワークの構築と安心安全なまちづくりに向けての地域の取り組みを支援していきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

地域の若い世代はケアプラザの事を知らない方も少なくない為、様々な事業を展開して幅広い世代にケアプラザを知って頂けるようにしていきます。事業に関しては自分磨き、知識やスキルを身につけるといったような生涯学習や自己能力向上のような内容を好む方は多い傾向にあります。ケアプラザでは地域ニーズにあった事業を展開し、その後自主活動化を展開して自然な形で地域住民がご自身の好きなことをケアプラザで実施できる様に支援していきます。そのような活動団体が増えることで結果的にこの地域でつながりの場が増え、地域住民お一人お一人が地域での活動や役割分担ができるような意識作りにつなげていけると考えています。

【高齢者・こども】

- ・地域の子育てサロンや老人会、山内北部地区民生委員児童委員協議会に積極的に参加し、ケアプラザの機能や事業の周知活動を行うとともに参加者の方のご意見を伺って地域ニーズの把握に努めます。子育てサロンや老人会で収集した情報から今現在地域で展開できるものを検討したうえで事業を行っていきます。必要に応じて出張での子育てサロンや老人会での事業を開催いたします。
- ・横浜市青葉区主催の「ほっこりんこ」は青葉区の子育て支援者が運営しており、継続して連携を図ることにより、地域アセスメントとニーズの把握を実施していきます。
- ・高齢化が進み団体存続が難しい団体はケアプラザと共催事業にすることで後方支援を実施し参加者を増やす事で地域住民のつながりの継続を支援していきます。
- ・自主事業開催時にアンケートを取る事で、地域の方が今求めている情報を収集し自主事業開催に役立てていきます。
- ・区主催の子育て事業に出向き、ケアプラザの周知活動を継続します。
- ・情報ラウンジに地域情報、階段途中に当ケアプラザの自主事業、2階には子育て情報をわかりやすいように分けて掲示をし、地域の方が見やすいように工夫してご案内します。

【障がい】

- ・区のこども家庭支援課や他の近隣ケアプラザとも情報共有会議を定期的に行った結果、地域ニーズとして親子の居場所を増やしていく試みとして、育てにくさを感じている親子の居場所づくり事業を令和5年度よりスタートさせています。子育てやお子様の成長に悩まれている方の為に、子育て世代が孤立することなく安心して子育てが出来る事を目的として今後も継続していきます。
- ・横浜市統計書 第16章 教育及び文化 第13表 小・中学校理由別長期欠席者数より、横浜市の令和4年度小中学生の不登校児童生徒数は8,170人に上り、5年前より約1.8倍増えています。青葉区でも1.5倍増加しており、その中でも小学生に関しては約2.3倍増えています。不登校生徒が増加している事が顕著にみられます。年々増加しており社会問題となっている為、園児から小中学生の保護者を孤立させず、不登校に悩まれている保護者の方向けに

勉強会や講座を実施します。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

- ・各貸館利用団体（福祉保健活動団体）の活動曜日を固定することにより、安心して活動できるよう、なるべく抽選にならないように団体と話し合いを重ねながらお互いに譲り合い協力し合う事で活動できるようにしていきます。
- ・貸館利用団体は住民主体の活動の場である為、趣味の活動に留まらず、デイサービスや自主事業、地域の老人会等で講師やボランティア演奏をすることにより、生きがいや役割を持って生活できる地域づくりを支援していきます。
- ・部屋を利用する地域住民の目に留まる場所に各貸館利用団体の団体紹介シートを掲示しています。文化、運動系等わかりやすく掲示しながら地域の方が興味のある活動に参加しやすいように地域の活動をご案内します。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

- ・横浜市の「健康とくらしの調査」において、当該美しが丘地域ケアプラザ担当エリアについてはボランティアに関心がある方が少ないことが分かっています。そのため年1回実施するケアプラザの貸館利用団体代表者会議の中では福祉保健活動の重要性や地域でのその役割などを周知し、ボランティア等として今後の地域の担い手となって頂けるように繰り返しお話ししています。貸館利用団体の年2回の福祉保健活動では民生委員や地域の担い手が主催するイベントに福祉保健活動を組み込むことで、平素ボランティアや福祉活動に興味があまりない地域住民の方にも地域活動を知って頂く機会にもなっています。その活動を通じて住民同士の横のつながりが増え交流が図れることで地域のボランティア活動に少しずつ関心を持っていただけるように働きかけていきます。
- ・5 職種連携事業では貸館利用団体に演技を披露していただき地域の方との交流の機会を作りました。また歌の事業では練習した曲をデイサービスやケアプラザ全体のイベントで披露するなど、地域住民同士が関わり合いながら支え合えるような取り組みを継続していきます。
- ・育てにくさを感じている親子の居場所づくりの事業では民生委員、主任児童委員にボランティアとしてご協力をいただいております、民生委員児童委員協議会と顔の見える関係づくりを継続します。
- ・年1回生活支援コーディネーターと協力し、ボランティア登録会を実施していきます。ご自身が無理なく行える事柄が地域の方への支援となる事を実感して頂き、より地域の福祉活動やボランティアにつながるよう、普段より地域住民や事業参加者等と顔の見えるつながりの関係を強化し、信頼関係を築いていきます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

- ・2 か月に 1 回発行する広報紙「ひだまり通信」にて利用団体をより広く知って頂けるように活動の紹介や参加者募集等の掲載を実施していきます。
- ・広報紙配架先は当ケアプラザエリアの 7 自治会に加え、老人会、地区センター、区役所、病院や郵便局に加え、たまプラーザエリアの美しが丘連合自治会等、地域向けに計 2,200 部を引き続き配架します。
- ・貸館利用団体代表者会議を年 1 回実施し、地域ケアプラザの役割について毎年継続して説明することで、ケアプラザが福祉拠点である事をご理解いただけるようにしていきます。
- ・広報紙発行後、各家庭に回覧が届くまでに時間差として 1 か月程かかる地域もある為、公式 LINE を令和 6 年度に開始しました。Instagram、公式 LINE やホームページを世代に分けて活用しながら情報を更新し、なるべく伝達に地域差が生じない様にしていきます。
- ・広報紙とは別に子ども向けの「子育てひだまり通信」を発行し、地域の子育てサロンや区主催の赤ちゃん教室等に出向く際にはケアプラザ主催事業が一覧でわかり、若い世代が申込しやすいオンライン上の Google フォームでスムーズに参加申込みが出来るように工夫していきます。
- ・ケアプラザエントランスに広報誌やケアプラザ主催事業等を都度配架し情報提供します。
- ・情報ラウンジに地域のサロンやサークルの情報を提供し、各活動の紹介と参加を促します。
- ・館内に自主事業のチラシの掲載に加え、貸館利用団体活動紹介シートを掲示し随時地域の皆様が情報収集できるようにします。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

高齢独居の地域住民が年々増加しており、また坂が多い地域のため加齢に伴い外出の機会が減っていく住民も増える傾向にあります。介護保険外のニーズも多くあり、草むしりや家事援助、買い物支援などでサービスの自費利用を選択される方も少なくありません。

個別ニーズについては団体の活動や、老人会、小さな集いの場にもなるべく参加させて頂き、顔の見える関係作りを積極的に行って地域の方々とコミュニケーションを取っていく中で、ニーズ把握をしていけるようにしていきます。

また、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターの職員と個人宅へ同行訪問し、外部のケアマネジャーとも連携しインフォーマルのニーズ把握を行います。

把握したニーズなどは地域包括支援センター職とも共有しながら分析検討し、地図にマッピングとして落とし込むことで高齢者の生活環境や地域で起こっているニーズなどを視覚的にも分かり易く分類するよう引き続きしていきます。さらに行政等によるデータを分析することで、地域全体の高齢者の状況や今後の支援の方向性を把握していきます。さらに高齢者のニーズは時間と共に変化するため、継続的な調査を行います。また地域住民による自助や共助の状況を把握し、ちょっとしたゴミ出しや見守りなどの地域の支えあいを推進していきます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

企業や団体の多様な活動に出向き、活動内容や提供サービス、活動場所等の情報を収集しリストやマップを作成します。資源ごとに色分けしたマッピングをすることで、地域ごとの資源の状況を把握することができます。その後も定期的に団体の代表者等を訪問し、活動内容の変更や課題などを把握、継続的に情報更新を行います。

地域資源の情報を集約したwebサイトを運用し、サイトの紹介・使い方チラシを作成、地域住民や居宅介護支援事業所のケアマネジャー等に配布します。

近年のIT技術の活用なども含めたニーズも増えているため、定期的に地域住民向け講座の「スマホサロン」を開催しており、これを継続します。スマホサロンでは講師はITに詳しいエリア外のボランティアの方々などにお願いしています。地域の単身高齢者の増加に伴い、後継者も含め今後のボランティア育成も重要となっています。やはり地域住民によるボランティアが地域のつながりとして何よりの強みとなります。そのため日頃より地域住民とのコミュニケーションが重要であり、人となりやスキルを分析、どんな活動のどんなポジションであればボランティアとして参加していただけるのか、人材も含めて把握・分析していきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

地域像を共有するためには、まずは地域の横のつながりが重要となります。そのために地域課題の共有と必要なネットワーク作りを丁寧に行い、地域力アップのための土壌づくりを行います。

地域力アップのため、エリア自治会長・副会長との情報意見交換会「美しが丘地域連携会議」等での意見交換を行うことにより、現在起こっている地域の現状や共通課題を明確にします。その課題を地域住民、地区社協、自治会、民生委員、企業、地域活動に関わるあらゆる関係者に参加を呼びかけ話し合いの場を持ち、持続可能な解決策や見守りなどの地域で支え合う仕組み作りを提案、支援していきます。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

先述したように、高齢者の生活上のニーズの把握をし、地域で利用可能な社会資源を高齢者のニーズに合わせて効率的かつ効果的にマッチングを行っていきます。

生活ニーズにおいては民間企業のサービスやボランティア団体、地域の活動団体等から、その方のニーズだけでなく、その方に合った継続して利用できる資源の提案をします。また、買い物支援では民生委員と企業と協力し、利用者とマッチングします。社会的参加では地域のシニア向けサロンに参加を促し、趣味活動や交流の機会をマッチングします。

このように、ニーズに応じた社会資源から組み合わせることによって、高齢者の生活の質が向上し、結果的に地域とのつながりの機会の増加にもなっていきます。

一度マッチングされた後も、状況の変化に応じてフォローアップを行うことが重要です。高齢者の健康状態や生活環境は変動するため、サービスを利用した高齢者やその家族からフィードバックを収集し、既存の支援が十分であることを確認検討していきます。

また、最近は企業からの地域貢献をしたいという相談を受けます。企業の施設や資金、技術はあるが、地域貢献のノウハウがないということで、近隣で開催しているサロンや事業等を紹介していきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域包括支援センターの総合相談支援事業については地域在住の住民や高齢者、障害者の方々等に関するさまざまな悩みの「総合相談窓口」としての役割を担っています。横浜市の「健康とくらしの調査」において、当該美しが丘地域ケアプラザ担当エリアについては地域特性の一つとして「困りごとを周囲にあまり相談しない」傾向があることが分かっています。その地域特性を踏まえて、総合相談をより身近に感じて頂けるように、また相談しやすい環境づくりの一環として、ケアプラザ主催の自主事業内や自治会の会合、民生委員児童委員協議会などでの総合相談の紹介、ホームページやSNS、広報誌、リーフレットなどによる具体的な相談例などを用いた分かりやすい解説を周知していく予定です。

「どのようなことを聞けばいいか」「そもそも何をしてくれるのか？」と初めて地域包括支援センターへ相談をする事に不安を感じる方も多いため、上記の総合相談の案内を繰り返し周知していくことで「困ったら包括支援センターに聞いてみよう」という流れが地域に根付くことを目指します。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域特性として、家族が認知症になっても近所の人に知られたくないという人が少なくないという調査結果がある一方、青葉区が認知症の人、家族、地域住民にアンケート・インタビュー調査を行った結果は次の通りでした。認知症の本人からは「これまで通り、普通に暮らしたい」「気軽に『助けて』と言えるような空気のあるまち」「認知症であることに負い目を感じたり、秘密にしないで堂々と暮らせるまち」等、家族からは「今までと同じように声をかけてもらいたい」「認知症の家族が話をできる場所がたくさんあるとよい」「地域で見守ってもらえると安心」等、地域住民からは「地域みんなが認知症を理解しているまち」「隠すのではなく認知症であることをオープンにできるまち」「認知症の人や家族が孤立しないまち」等。このことを踏まえ、下記の通り事業を展開していきます。

- ・ 認知症理解の普及啓発については「認知症は誰がなってもおかしくない」「認知症になったからといって何もできなくなるわけではない」ということを理解する人や、認知症の人とその家族を見守り、サポートできる地域住民を増やしていきます。そのために、小学生から高齢者まで幅広い年代に向けて認知症サポーター養成講座を適宜、開催します。
- ・ 認知症の人や家族の居場所作りについては、チームオレンジであるボランティア、協力医と共に月に1回認知症カフェを継続開催します。

・チームオレンジ事業の推進については、地域づくりアクションに取り組むプロセスとして下記のステップで事業展開していきます。

ステップ0) チームオレンジの理解促進・情報発信：地域のサロン、老人会、活動団体、元気づくりステーション、ケアプラザの貸館団体に向けて、チームオレンジのリーフレットを配り、認知症本人の思いを中心に伝えながらチームオレンジの必要性について発信していきます。また、毎年アルツハイマー月間である9月に「つながりフェスティバル」を開催し、映画会・講演会等を行い広く地域住民の参加を促します。

ステップ1) 認知症の本人の声の把握：認知症本人の声をインタビューやアンケート形式で拾い、総合相談や地域活動、地域団体や支援者の中から聞き取っていきます。

ステップ2) 把握した声を記録・蓄積・共有・検討：ステップ1で把握した声を、ケアプラザ内や関係機関、当事者、家族、地域住民と共有し地域ケア会議などで共有していきます。

ステップ3) 地域づくりのアクション：認知症カフェのボランティアはじめ、地域サロン、貸館団体、老人会、元気づくりステーションメンバーで話し合い、学び合い、既存活動への反映を考えてもらえるよう働きかけます。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域性として横浜市の「健康とくらしの調査」の結果では、美しが丘地域ケアプラザエリア内において経済的虐待傾向などは殆ど見られないものの、相談に来られる方の中には将来の財産管理や権利擁護などについて漠然とした不安感を抱いていらっしゃる方も見受けられるため、相談内容によってはあんしんセンターや成年後見等の制度の紹介、弁護士や司法書士など各専門の士業などへ繋ぐなどを今後も都度行います。また成年後見申請に係る書類作成の助言等も行い、安心して申請ができるように配慮していきます。年間を通して近隣の他地域包括支援センターとも共催で、地域住民に対してエンディングノート作成や暮らしの課題について学ぶ、青葉区版エンディングノート「わたしノート」の講座を継続して開催し、その中で成年後見制度や遺言、資産や年金、ACP（人生会議）等をテーマとして各専門分野の講師を招いて講座を行い権利擁護事業等への周知に努めていきます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

①包括的・継続的ケアマネジメント支援事業について

元々地域住民同士の繋がりが希薄な地域特性があり、日頃から地域と繋がりを持たずに高齢となった住民も含めて地域で継続的に支援していけるように「つながり作り」をケアプラザの目標の一つとします。

- ・地域包括ケアの推進を目的に、民生・児童委員協議会や老人会に参加し、研修会等を引き続き行います。老人会に向けては地域の演劇サークルや警察署等と協力し、防犯の啓発活動を行ってきます。引き続き地域の防災訓練等にも参加し、地域住民とのつながりを深めています。
- ・ケアマネジャーの支援向上の為、同行訪問やサービス担当者会への参加を継続して行います。また自立支援ケアマネジメントについての研修や、必要なインフォーマルサービス事業所との意見交換会の開催等、ケアマネジャーに求められる支援について研修を定期的に行います。
- ・高齢者だけではなく、ヤングケアラーや引きこもりの支援について、ケアマネジャーや自治会長、関係機関と協力しながら支援を行えるように包括カンファレンスや美しが丘地域連携会議などを活用し、情報の収集や相談機関への連携が行えるよう、関係作りを継続します。

②在宅医療・介護連携推進事業について

- ・ケアプラザの協力医に2か月に1回の広報紙「健康相談室」のコラム作成や毎月行われている認知症カフェにも参加頂き、参加者の相談を直接受ける場を継続します。
- ・ケアマネ連絡会等と連携し、訪問診療医との顔合わせやMSWの連携方法等のリストを作成し、ケアマネや包括が医療と連携を取りやすい環境を作っていきます。
- ・医療拠点や包括多職種連携担当と協力し、医療・介護の連携を目的とした研修を行い、お互いの協力体制の構築を継続します。
- ・休会となっている青葉区内での通所介護連絡会や訪問介護連絡会の立ち上げを行い、各連絡会が連携を取れる関係の再構築を現在行っています。以前のような青葉区多職種連携の仕組み「ねっとわーく青葉」の再開を目指していきます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

個別ケア会議は適宜開催し、ケアマネジャーや家族も交え、地域住民の協力を得る為に自治会長・民生委員だけではなく、友人や協力者に声掛けし、支援体制の構築と地域作りを皆で一緒に行えるように取り組んでいきます。

包括レベル会議は年に2回開催を予定しており、具体的には前期として、高齢化地域として相談が多い認知症について、認知症の方やその家族を支援するための地域づくりを継続して行います。個別地域ケア会議で上がる身近な問題を議題とし、他人事ではない自分事として捉え、地域力を高める会議を目標にしていきます。後期は、毎月行われているエリア自治会長との意見交換会、美しが丘地域連携会議で議題となる災害時の対応について、介護施設が義務付けられているBCPと合わせ、お互いの協力体制を構築する目的で今後も継続します。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

事業所選定については、介護予防ケアマネジメント業務の実績があり、利用者のニーズを的確に把握しアセスメントを行い、柔軟かつ迅速に対応できる事業所であること、地域包括支援センターや医療機関、サービス事業所との連携が円滑に行える事業所を選んで委託します。

具体的な支援の内容については下記の通りです。

- ・ケアマネジャー向けの研修としては包括カンファレンスの場で介護予防ケアマネジメントのスキルアップ研修や法改正情報などを提供していきます。また、介護予防従事者研修を青葉区の地域包括支援センターと年1回、共同開催していきます。
- ・ケースカンファレンスの開催に関しては、処遇困難ケースについて、ケアマネジャーからの相談に応じ、必要に応じて同行訪問や関係機関を交えたカンファレンスの開催支援を行い支援方法の確認や検討を適宜行っていきます。
- ・介護予防ケアマネジメント業務支援として、利用者情報の提供や共有、地域資源の情報提供、ケアプランの確認や助言、必要に応じて同行訪問など問題解決のサポートを行います。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

青葉区の介護予防事業の方針として下記3点が掲げられています。

①自分の健康に気づき、フレイル予防に取り組む高齢者が増える

②つながりや社会参加の大切さを理解している高齢者が増え、通いの場の参加率が前年度より上がる。

③介護予防を普及啓発できる地域人材が増えている

各項目について具体的な事業展開は下記の通りです。

全項目共通）区担当職員と共に地域診断アセスメントを実施。高齢者人数や高齢化率、要介護者割合、要介護認定者数、横浜市の「健康とくらしの調査」の結果、地域別の特性、通いの場や参加人数の把握を行い、健康課題を分析し年度ごとに具体的な計画を立てていきます。

①については、体力チェック測定の実施：健康チェック測定会と2か所ある元気づくりステーションで体力測定・結果説明を毎年、実施します。

②については「つながりと社会参加」の重要性について理解普及啓発：介護予防事業、通いの場、元気づくりステーションなどで「つながりや社会参加」がもたらす介護予防の効用についてデータ資料やスライドを利用しながら納得・理解できるように伝えていきます。

「つながりステーション」の周知：当ケアプラザが「つながりステーション」であること折に触れ、口頭、配布物、掲示などの方法で地域住民に自然に浸透するよう働きかけます。

「つながりや社会参加」に資する事業の開催：地域住民が興味を持てるテーマ、例えば「認知症予防」「ウォーキング」さらに青葉区が力を入れて取り組んでいる「ハマトレ」の事業を開催します。

③についてはフレイル予防の理解普及啓発。元気づくりステーションや介護予防事業の参加者対象に「運動」「口腔ケア」「栄養」「社会参加」の重要性について講義や実技を通して学ぶ機会を提供し、自身の知識にすると同時に周囲の人にも広めるよう促していきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

- ・生活支援コーディネーターや地域交流コーディネーターと協力し、地域の保険・福祉サービス団体の活動内容を把握し、地域住民へ情報提供を行います。
- ・居宅介護支援事業所へは、介護予防の視点の元、必要とされる地域資源の情報提供や顔つなぎを行います。

- ・必要な所への人材の協力等、活動団体同士の協力・連携の調整等で地域作りを行います。たとえば、介護予防のウォーキングやノルディック等に民生委員や保健活動推進委員の派遣や、民生委員が行うイベントにサークル活動の父兄に準備協力を依頼し、多世代を繋げ地域の関係作りを行います。
- ・介護保険サービス外の支援にはインフォーマルサービスが利用できるように、日頃からの情報提供や顔の見える関係作りを行います。自治会長には認知症カフェの様子を知って頂く為に参加者として、またご自分のスキルを活かしてスマホサロンの講師を依頼するなど、団体や地域、個人の繋がりを目的としてネットワークを構築します。
- ・医療系サービスの方達とは、地域ケア会議や包括レベル会議に地域づくりの協力者として参加をお願いするなど、日頃から多職種と連携できるような関係作りを行っていきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

指定管理施設で運営される地域ケアプラザに所属する居宅介護支援事業所として様々な相談や困難事例にも対応できるよう介護や医療、家族に対する支援のほか、児童、障害者、生活困窮者、難病患者など高齢者以外の対象者への支援に関する知識を高め、また対人援助技術を向上させ質の高いケアマネジメントを行うことができるよう各自計画的に研修を実施します。利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、また、要介護・要支援状態の軽減もしくは悪化の防止を目標にサービスを提供します。公的サービスのみならずインフォーマルサービスについても地域の情報収集を行い様々なサービス事業所の情報を利用者に提供し、利用者の選択に基づきサービス提供されるよう支援します。

地域との結びつきを重視し、行政機関、地域の福祉保健サービス、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う団体等と連携を図り、総合的なサービスの提供を行います。

特定事業所加算を算定する事業所として質の高いケアマネジメントを提供していきます。週1回の居宅会議では個別ケースに対して事業所として対応できるよう情報を共有し、またケアマネジメントを振り返る時間を設け今後の支援に役立てます。法人内の3事業所との合同会議を年2回実施し事例検討会などの勉強会や各制度・地域の情報など共有します。

近隣の地域包括支援センターとも連携を取り介護予防支援事業を積極的に行っていきます。状態の不安定な要支援者については区分変更時の担当変更による利用者負担を鑑み、委託での介護予防支援を行えるよう連携していきます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザにあるデイサービスであることから、地域の学校などの福祉教育等に積極的に協力していきます。これまでもご利用者の方々は孫やひ孫世代の訪問をやさしく受け入れて下さり沢山の貴重な経験談やこれから生きていく若者への励ましの言葉をかけて下さいました。

（首都圏近隣大学の教育課程実習、元石川小学校6年生との交流等）

地域住民でもあるボランティアの方々にも協力を得て交流や整髪等のお手伝い、演奏披露等を担って頂いています。地域の福祉活動の場、ご利用者には地域との繋がりを大切に出来る場としてこれからも積極的に取り組んでいきます。

プログラムとしては、午前午後の体操の他、令和5年8月から要介護認定対象の個別機能訓練Ⅰを取得しご利用者の日常生活動作や筋力維持に向け取り組んでいます。令和6年度の介護保険の改正で加算から除外された要支援の方の運動器機能向上加算ですが、要支援認定対象の方々には介護予防や自立支援を目的に独自で考案した運動メニューを同年に提供を開始しています。また、生活の楽しみをと希望者対象に小物等の作品作りをプログラムの一つに加え実施しており、これらの取り組みを継続していきたいと考えております。

ご利用者のニーズとして入浴サービスは非常に大きく、車いすをご利用されている方はもちろんご自宅での入浴が心身のご状況により困難な方は多くおられます。心身の健康維持に保清は欠かせない要件です。リフト対応型の大きな浴室を備えるケアプラザのデイサービスとして、今後も入浴サービスのニーズには最大限お応えしていきます。

ご利用者やご家族が安心して利用できる場であるようプログラム内容は勿論の事、職員の内外研修の実施や関係機関との連携、協力を強化し、サービスの質の向上を図ると同時に職員一人一人がご利用者のニーズを把握し、サービス反映できるよう専門職としての意識を大切にサービス提供していきます。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

- ・ 建築後 24 年を経過した施設であるため、修繕費の負担が今後も大きくなることが予想されます。指定管理料の他、介護保険事業負担分については法人の予算で担保し、ご利用者に安全快適に過ごしていただける環境を確保します。
- ・ 地域の方々に対する事業やサービスの活動費については、十分な額を予算の範囲内で計画し内容の充実を図ります。事業については実費のご利用者負担をお願いすることで、質と量の確保に努めていきます。
- ・ 地域で暮らす人々が様々な生活課題を抱えながらも、地地域住民や地域の多様な主体が互いに「つながり」、「支えあう」ことで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく ことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組を推し進めるため、事業費を効果的に使用し、活動の立ち上げや、仕組み作りの取り組みを支援します。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

- ・ 単独施設運営と区分せず、法人のスケールメリットを生かし、事務業務などは本部一括で処理することで効率を図り、経費（人件費を含む）を抑えるように工夫します。
- ・ 備品や消耗品、修繕や保守、各種リース契約に関わる経費については、毎年度価格の見直し検討し、スケールメリットを考慮しながら合理的な管理を行います。
- ・ 職員には公の資金により運営されていることの意識を強く認識させ、経費の抑制と適切な運営管理を両面から配慮していきます。

指定管理料提案書
(横浜市美しが丘地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書
(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	10,302,500円	10,605,125円	10,922,875円	11,250,625円	11,593,125円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐					
事業費	年間事業経費		☐	650,000円	650,000円	650,000円	650,000円	650,000円
事務費	旅費、消耗品費、印刷製本費、通 信費、使用料及び賃借料、賠償 責任保険等		☐	1,300,000円	1,350,000円	1,400,000円	1,450,000円	1,500,000円
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)		☐	7,800,000円	7,850,000円	7,900,000円	7,950,000円	8,000,000円
小破修繕費	・小破修繕費 474,000円			474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>							
施設使用料相当額				-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円
合計				19,120,500円	19,523,125円	19,940,875円	20,368,625円	20,811,125円
うち団体本部経費								

※1: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	☐	25,807,500円	26,062,375円	26,325,625円	26,588,875円	26,851,375円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	☐					
事業費		年間事業経費	☐	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円
事務費		旅費、消耗品費、印刷製本費、通 信費、使用料及び賃借料、賠償 責任保険等	☐	980,000円	989,000円	998,000円	1,007,000円	1,017,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	☐	2,070,000円	2,080,000円	2,090,000円	2,100,000円	2,110,000円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>						
合計				30,113,500円	30,387,375円	30,669,625円	30,951,875円	31,234,375円
うち団体本部経費								

※2: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人員費 ・生活支援Co	☐					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人員費 ・生活支援Co	☐					
事業費		年間事業経費	☐					
事務費		旅費、使用料及び賃借料	☐	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>						
合計				5,430,000円	5,480,000円	5,532,000円	5,584,000円	5,637,000円
うち団体本部経費								

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費		介護予防普及強化業務	☐	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費								

収支予算書
(横浜市美しが丘地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	19,120,500円	19,523,125円	19,940,875円	20,368,625円	20,811,125円
		地域包括支援 センター運営事業	30,113,500円	30,387,375円	30,669,625円	30,951,875円	31,234,375円
		生活支援 体制整備事業	5,430,000円	5,480,000円	5,532,000円	5,584,000円	5,637,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			54,818,000円	55,544,500円	56,296,500円	57,058,500円	57,836,500円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	12,500,000円	12,500,000円	12,500,000円	12,500,000円	12,500,000円
		居宅介護支援事業	25,000,000円	25,000,000円	25,000,000円	25,000,000円	25,000,000円
		通所系 サービス事業	59,000,000円	59,000,000円	59,000,000円	59,000,000円	59,000,000円
			96,500,000円	96,500,000円	96,500,000円	96,500,000円	96,500,000円
	その他収入		1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円
		152,818,000円	153,544,500円	154,296,500円	155,058,500円	155,836,500円	
支出	内訳	人件費	110,650,000円	111,750,000円	112,860,000円	113,980,000円	115,120,000円
		事業費	18,200,000円	18,250,000円	18,300,000円	18,350,000円	18,400,000円
		事務費	11,900,000円	11,950,000円	12,000,000円	12,050,000円	12,100,000円
		管理費	9,950,000円	10,000,000円	10,050,000円	10,100,000円	10,150,000円
		その他	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円
			152,200,000円	153,450,000円	154,710,000円	155,980,000円	157,270,000円
	うち団体本部経費						
収支			618,000円	94,500円	-413,500円	-921,500円	-1,433,500円

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市美しが丘地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	5.0000人	5.0000人	5.0000人	5.0000人
	②	基礎単価				
		配置予定人数				
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数				
	②	基礎単価				
		配置予定人数				
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

団体の概要

(令和 7 年 1 月 17 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん りょくせいかい) 社会福祉法人 緑成会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒225-0025 横浜市青葉区鉄町 2075 番地 3 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式 6 同意書による)に使用します)
設立年月日	1989 年 9 月 27 日
沿革	1989 年 「社会福祉法人 緑成会」(横浜市青葉区) 認可 1989 年 特別養護老人ホーム「緑の郷」104 床 事業開始(横浜市青葉区) 1998 年 在宅介護支援センター事業開始(特養緑の郷併設) ※2006 年～地域包括支援センターに移行 2001 年 「横浜市美しが丘地域ケアプラザ」事業開始 2008 年 EPA 日本初となるインドネシア介護福祉士候補生 2 名受け入れ 2012 年 EPA 介護福祉士候補生 2 名 介護福祉士国家試験合格 2013 年 「横浜市たまプラーザ地域ケアプラザ」事業開始 2013 年 サービス付き高齢者向け住宅「かやの樹」事業開始(横浜市青葉区) 2014 年 地域防災協定締結(中里連合自治会・すすき野連合自治会) 2016 年 特養併設地域包括支援センター業務終了 2018 年 特別養護老人ホーム「新緑の郷」136 床 事業開始(川崎市高津区) 2018 年 障がい福祉サービス 桃の実(生活介護)事業開始(横浜市青葉区)
事業内容等	【社会福祉事業】 (1) 第一種社会福祉事業 ・特別養護老人ホームの経営 「特別養護老人ホーム緑の郷」(横浜市青葉区) 「特別養護老人ホーム新緑の郷」(川崎市高津区) (2) 第二種社会福祉事業 ・老人短期入所事業の経営 「緑の郷」(横浜市青葉区) 「新緑の郷」(川崎市高津区)

	・老人デイサービス事業の経営 「緑の郷」「横浜市美しが丘地域ケアプラザ」（横浜市青葉区） ・老人介護支援センターの経営 「横浜市美しが丘地域ケアプラザ」「横浜市たまプラーザ地域ケアプラザ」（横浜市青葉区） ・老人居宅介護等事業の経営 「緑の郷」（横浜市青葉区） （横浜市青葉区） ・障害福祉サービス事業の経営 「桃の実」（横浜市青葉区） 【公益を目的とする事業】 (1) 居宅介護支援事業 「緑の郷」 「横浜市美しが丘地域ケアプラザ」 「横浜市たまプラーザ地域ケアプラザ」 （横浜市青葉区） (2) 介護予防型通所事業 「緑の郷」「横浜市美しが丘地域ケアプラザ」（横浜市青葉区） (3) 介護職員初任者研修事業 「緑の郷」（横浜市青葉区） (4) 地域包括支援センターの事業 「横浜市美しが丘地域ケアプラザ」 「横浜市たまプラーザ地域ケアプラザ」（横浜市青葉区） (5) 地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業 「横浜市美しが丘地域ケアプラザ」 「横浜市たまプラーザ地域ケアプラザ」（横浜市青葉区） (6) サービス付き高齢者向け住宅の事業 「かやの樹」（横浜市青葉区）			
財務状況 ※直近3か年の事業年度分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入	1,455,025,812	1,511,892,123	1,503,466,214
	総支出	1,432,753,301	1,512,374,766	1,491,035,631
	当期収支差額	22,272,511	△482,643	12,430,583
	次期繰越収支差額	177,654,535	152,743,232	160,111,408
連絡担当者	【所 属】法人本部 【氏 名】XXXXXXXXXX 【電 話】045-903-8500			

	【 F A X 】 045-903-8264 【 E-mail 】 midorinosato@midorinosato.or.jp
特記事項	